

議案第10号

工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁 上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良） の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良）
- 2 工 事 場 所 倉吉市小鴨
- 3 契約の相手方 国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良）富士ピー・エス・高野組特定建設工事共同企業体

代表者 鳥取市松並町二丁目160番地

株式会社富士ピー・エス鳥取営業所

所長 大 村 康三郎

東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7

株式会社高野組

代表取締役 高 力 久 美

- | | |
|--------------|---|
| 4 契 約 金 額 | 4 6 3, 8 6 0, 0 0 0 円 |
| 5 工事費の減による減額 | 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。 |
| 6 工事完成期限 | 本契約締結日の翌日から365日を経過する日 |
| 7 契約締結の方法 | 制限付一般競争入札 |